

労働者派遣事業に関する情報提供

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」第23条第5項の規定に従い、下記事業所における労働者派遣事業に関する情報をお知らせいたします。

対象期間：2023年8月1日～2024年7月31日

事業所名称	ピープルソフトウェア株式会社 東京オフィス
事業所の所在地	東京都港区西新橋1-1-1 10F WeWork 日比谷 FORT TOWER

① 派遣労働者の数	4名	
② 派遣先の数	3社	
③ 労働者派遣に関する料金額の平均額	31,148円（1日8時間当たり）	
④ 派遣労働者の賃金の額の平均額	19,236円（1日8時間当たり）	
⑤ マージン率	38.2%（計算式：(③-④)÷③×100） マージン率には以下の費用などが含まれています。 ・教育研修中の賃金 ・事業主負担分の社会保険料 ・教育訓練費・福利厚生費 ・一般費 ・営業利益	
⑥ 教育訓練に関する事項	教育制度	キャリア職制を段階的に定義し、各人の能力の過不足を評価した上で、必要な教育を適時実施 ・セキュリティ研修（ISMS/PMS） ・専用システム関連研修 ・業務に関するOJT研修 ・社内ルール・商品知識研修
	賃金支給	有
	費用負担	なし
⑦ その他参考となると認められる事項	福利厚生 ・社会保険（雇用保険、健康保険、厚生年金保険） ・休憩施設（リフレッシュコーナー）	
⑧ 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別	<p>■労使協定を締結している</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協定書の有効期間終期（2025年3月31日） ・協定労働者の範囲 システム設計技術者 ソフトウェア開発技術者 システム運用管理者 通信ネットワーク技術者 その他の情報処理技術者等 	